

肉用鶏経営者の皆様へ

これまで「**肉用鶏**」を対象とした国のセーフティネットはありませんでした。

平成31年1月から、「**肉用鶏**」を含め、**全ての農産物を対象に、万一の収入減少を補てんする収入保険**が始まりました！

収入保険の仕組み

- **青色申告**を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

- 自然災害はもちろん、価格の低下などを含め、**肉用鶏（ブロイラー、銘柄鶏、地鶏）等の販売収入の減少を広く補償**します。

例えばこんな時・・・



疾病や獣等による肉用鶏の被害にあった場合



豪雨で鶏舎が浸水し、肉用鶏が死亡した場合



肉用鶏の価格が低下した場合

※ 病気やケガで給餌作業ができない場合や、肉用鶏の運搬中に事故が生じた場合等も補償します。

※ 鳥インフルエンザなどの発生時に、家畜伝染病予防法に基づき殺処分した場合に支払われる手当金は、販売収入に含まれます。

- 保険期間の収入が基準収入の**9割**を下回った場合に補てんします。
- **保険料率は1.08%**（50%の国庫補助後）です。
また、自動車保険のように、**保険金を受け取らなければ毎年保険料率が下がっていきます。**

詳しい内容については、お近くの農業共済組合等又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。

収入保険の概要

加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

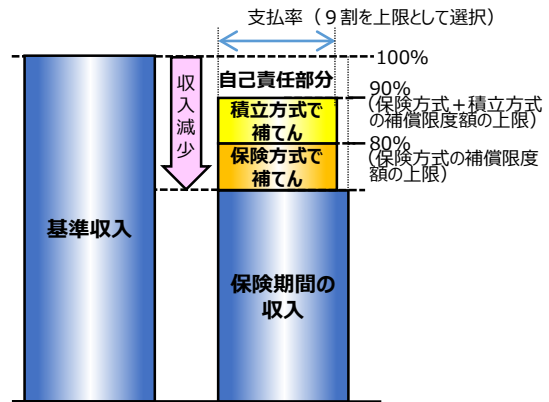
対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

<収入保険の補てん方式>

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合



過去5年間の平均収入（5中5）を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。

※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。

※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

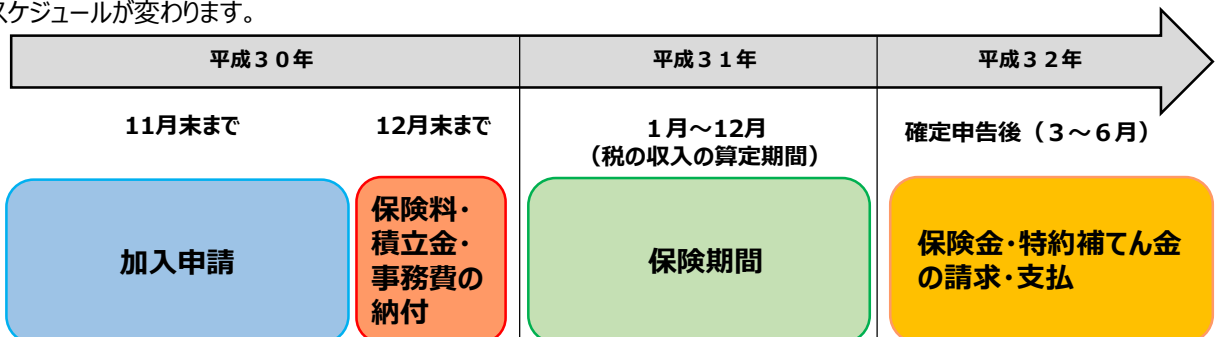
★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、[どちらかを選択して加入](#)します。

加入・支払等のスケジュール

※ 保険期間が平成31年1月～12月の場合のイメージです。

※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

お問い合わせ先

・最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会
・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7147）

（2019.3）